

別表十二(七)

「23」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

①

原子力発電施設解体準備金の損金算入に関する明細書

事業年度又は連結事業年度 . . . 法人名 ( )

別表十二(七) 令二・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

特定原子力発電施設の名称	1		翌	期首原子力発電施設解体準備金の金額	18		円
積立期間	2	. . .					
当期積立額	3		期	当期解体費用を支出した場合の益金算入額	19		円
当期末の解体費用見積額	4						
積立	累積限度基準額 (4) × $\frac{90}{100}$	5	繰	益 累積限度超過額 (17)	20		
	前期以前の損金算入額の合計額 (前期以前の(23)の合計)	6		越	算 其他の場合による 益金算入額	21	
限度	前期以前の積立限度超過額の合計額 (前期以前の(11)の合計)	7	算		額 計 (19) + (20) + (21)	22	
	前期以前の累積限度超過取崩額の合計額	8					
額の	計 (6) + (7) - (8)	9	の	計 当期積立額のうち損金算入額 (3) - (11)	23		
	積立限度額 $((5) - ((9) \times \frac{90}{100})) \times \frac{\text{当期の月数}}{\text{当期以後の積立期間の月数}}$	10					
算	積立限度超過額 (3) - (10)	11	算	期末原子力発電施設解体準備金の金額 (18) - (22) + (23)	24		
積	累積限度基準額 (5)	12		貸	借 貸借対照表に計上されている 原子力発電施設解体準備金	25	
限	前期以前の損金算入額 (前期以前の「23」欄)	13	対				
度	益金算入額						
超	前期以前の超過額 (前期末までの)						
過	差引原子力発電施設解体準備金の金額 (13) - (14) - (15)	16	の	額 前期以前分 前期末における差額 (前期の(26))	29		
額	当期累積限度超過額 (16) - (12)	17		明			
計			細				
算							

**「23」欄**

原子力発電施設解体準備金の損金算入を適用している場合

① 「租税特別措置法の条項」欄：「第68条の54第1項」※1又は「第68条の54第8項」※2

② 「区分番号」欄：「10196」

③ 「適用額」欄：「23」欄の金額

※1 ※2に該当するもの以外

※2 適格分割等に伴い、損金算入の適用を受ける場合